

北海道アスベスト台帳管理運営要綱

制定 平成18年2月17日

1 目的

アスベストによる健康被害の防止と生活環境の保全を図るため、吹付けアスベスト等を使用している建築物について、「道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方」及び「建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針」に基づき、適切な管理・指導を行う際の進行管理に資するため、アスベスト台帳を作成し、アスベスト対策の推進を図る。

2 対象建築物

道が行った吹付けアスベスト等に係る使用状況調査や建築物の所有者等からの相談等により、吹付けアスベスト等を使用していることが判明した道有施設、市町村有施設及び民間施設。

3 台帳の記載事項

- (1) 建築物の名称、所在地、建築年月、延べ床面積等の対象建築物に係る基礎的な事項
- (2) 吹付けアスベスト等の使用箇所、露出状況、使用面積、建材の種類、損傷の状況等のアスベストに関する事項
- (3) 工法、工事完了年月日等の措置の状況に関する事項
- (4) その他必要な事項

4 活用

アスベスト台帳は次により活用する。

- (1) 吹付けアスベスト等を使用している建築物からのアスベストの飛散防止
- (2) 解体・改修時における吹付けアスベスト等を使用している建築物からのアスベストの飛散防止
- (3) 災害時における情報提供

5 その他

その他必要な事項は別に定める。